

パートナーズ 会報誌

Partner's Public Relations Magazine

残暑お見舞い申し上げます

相続・贈与情報

国税庁が令和6年分の路線価を公表

税務情報

【交際費】

4月より飲食費の基準金額が5,000円→10,000円に増額

税務情報

【経営セーフティ共済】

解約後2年間は再加入による損金算入がNGに

社会保険情報

「社会保険の適用拡大」対象となる企業は？

ならないために、なってしまったときに

今夏の熱中症対策



パートナーズ会報誌がWebでも閲覧できるようになりました。
左のQRコードを読み取ってアクセスしてください。

vol. **40**
2024. 8

残暑お見舞い申し上げます

立秋が過ぎ、暦の上では秋となりました。依然、暑い日が続く今日この頃、皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

さて、早いもので今年も残すところあと4ヵ月となりました。今年を振り返ってみますと、近年の世界的なエネルギー危機や異常気象を背景とする物価高の中で、7月には日経平均株価が、史上最高値を更新しました。日経平均株価はバブルの絶頂期にピークをつけてから再びこの水準に回復するまでに34年2か月かかりましたが、日本経済がバブル崩壊後、失われた30年と呼ばれた低迷期を本格的に脱することができるかが焦点となりそうです。物価高騰対策や賃上げ促進税制、価格転嫁対策、さらには所得税の減税や新NISAなどを通じた取り組みが、家計に還元される好循環を期待したいものです。

また、つい先日は、パリオリンピックが開催されました。月日の経過は早く、前回の東京オリンピックはコロナ禍のもとで開催されたことが、随分と昔のことに感じられます。スポーツの力とはすばらしいもので、「人気スポーツを観戦すると、脳内では“幸せホルモン”と呼ばれる神経伝達物質のドーパミンやセロトニンが強く活性化し、幸福感がより高まる傾向がある」という研究結果があるそうです。海外ではメンタルヘルスケアの一環としてスポーツチケットを“処方”する取り組みも始まっているとのこと。オリンピック以外の機会にもスポーツ観戦を繰り返すことで、幸せや生活の質の向上に繋げていきたいものです。

最近では、コロナウイルスについての規制、制限もなくなり、マスクなしでも外出がしやすい社会情勢となりました。ただ、ウイルス自体は消滅しているわけではありませんので、引き続き最低限のマナーを守り、残り4ヵ月も元気に過ごし、1年を終えたいものです。年末年始からは確定申告でお世話になりますお客様もいらっしゃるかと思いますので、その際は、何卒、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、現在、税理士法人パートナーズは9拠点での運営をしております。中四国・沖縄のお客様のお悩みやご相談に頼りになるパートナーとなれるよう、日々業務に邁進して参りますので、今後とも変わらぬご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

厳しい残暑が続いておりますので、皆様どうぞお体にはお気を付けてお過ごしください。



税理士法人パートナーズ 社員一同



【岡山事務所】
代表社員 税理士

川本 洋



【広島事務所】
代表社員 税理士
公認会計士

中谷 有希



【福山事務所】
代表社員 税理士

津田 真一



【山陰事務所】
代表社員 税理士

川原 康寛



【高松事務所】
代表社員 税理士

長山 泰久



【松山事務所】
代表社員 税理士

柳井 崇延



【徳島事務所】
代表社員 税理士

近藤 秀典



【高知事務所】
代表社員 税理士

明神 美来



【沖縄事務所】
代表社員 税理士
公認会計士

登川 賢二

【路線価】 国税庁が令和6年分を公表！ コロナ禍からの回復基調がより顕著に

令和6年7月1日、国税庁が令和6年分の路線価を公表しました。全国約31万5千地点における標準宅地での平均変動率については、令和5年と比較して2.3%のプラスとなっており、3年連続での上昇となっています。



路線価とは？

路線価とは、毎年7月上旬に国税庁から公表される指標であり、路線（道路）に面した宅地の1㎡あたりの価額（1月1日時点）のことです。

路線価は相続税や贈与税において、土地などの評価額の算定基準として用いられます。時価や固定資産税評価額とは異なる価格のためご注意ください。

地域ごとの変動状況

平均変動率は前年に比べて上昇しており、都道府県別では前年から上昇したのが29都道府県で、前年の25都道府県に比べて増加。中でも最も上昇率が高いのは福岡県（+5.8%）となっています。

一方で下落した都道府県については16県（前年20県）、そのうち下落率が最も大きいのは愛媛県（-0.8%）でした。ただし全国的に下落率は縮小しており、コロナ禍からの脱却による人流やインバウンド需要の増加に伴い、繁華街や商業地の地価高騰が路線価に反映されたものと考えられます。

また都道府県庁所在都市別では、札幌・さいたま・京都など37都市（前年29都市）で最高路線価が上昇し、東京都中央区銀座5丁目の銀座中央通り（1㎡あたり4,424万円）が1位となりました。

	令和6年 (単位:千円)	令和5年 (単位:千円)	前年比
札幌	7,280	6,680	9.0%
仙台	3,630	3,470	4.6%
金沢	940	900	4.4%
東京	44,240	42,720	3.6%
さいたま	5,290	4,750	11.4%
横浜	16,960	16,800	1.0%
静岡	1,150	1,140	0.9%
名古屋	12,880	12,800	0.6%
京都	7,520	6,970	7.9%
神戸	5,320	5,000	6.4%
大阪	20,240	19,200	5.4%
広島	3,570	3,390	5.3%
福岡	9,440	9,040	4.4%
熊本	2,060	2,040	1.0%
那覇	1,500	1,450	3.4%

出典：国税庁「令和6年分都道府県庁所在都市の最高路線価」

令和6年分の路線価が公表され、観光業および飲食業の活性化やインバウンド需要の増加など、コロナ禍からの回復基調が継続しています。

路線価によって相続税や贈与税の計算結果も変わるため、最新の路線価をチェックしましょう。

【交際費】 4月より飲食費の金額基準が 5,000 円→10,000 円に

令和6年度税制改正大綱により、法人税の交際費等の損金不算入制度について見直しが行われ、交際費等から除かれる飲食費の金額基準が従来の5,000円から10,000円に引き上げられました。

なお、この改正は令和6年4月1日以降に支出する飲食費が対象であり、企業によっては、年度の途中で今回の金額基準の変更に対応する必要があります。そのためご注意ください。



飲食費の金額基準とは？

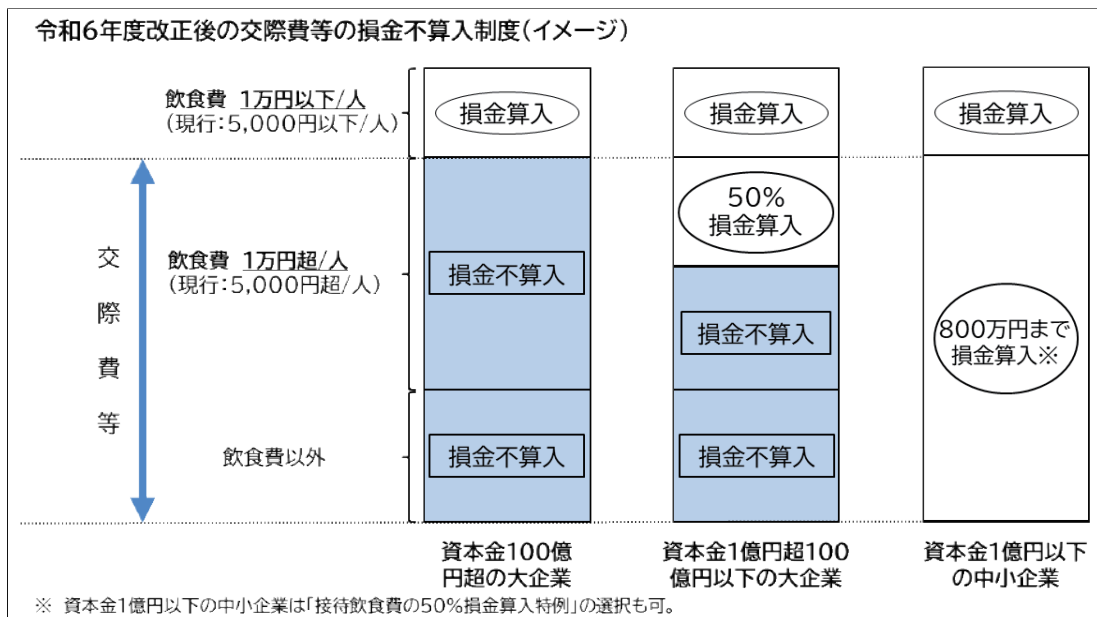
法人税の計算では、損金算入できる交際費等の額には上限が設けられています。

しかし、得意先や仕入先などを接待する際の飲食費については、1人あたりの金額が5,000円以下の場合には、交際費等から除外することが可能です。

現在の物価上昇や飲食業界の支援などの背景から、4月1日からは上記の飲食費の金額基準が10,000円に引き上げられました。

大企業にとってメリットの大きな改正？

交際費等の損金不算入制度については、企業ごとの資本金額によって、下図のような差があります。



上図のように、資本金が1億円以下の中小企業では、年間の交際費等が800万円までは元々損金算入が可能であるため、今回の飲食費の金額基準引き上げはさほど影響がない企業も多いと考えられます。

一方で資本金が1億円または100億円を超える大企業については、交際費等の損金算入は極めて限定的であることから、飲食費の金額基準の引き上げによるメリットを享受しやすくなるでしょう。

税制改正により、本年4月1日以降に支出する飲食費について、1人あたり10,000円以下の場合には交際費等から除外することが可能です。

交際費等の損金算入に制限を受けやすい大企業にとっては、接待目的の飲食費を損金計上しやすくなるなど、一定の効果が期待されます。

【経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）】

解約後、2年間は再加入による掛金の損金算入がNGに

2024年度税制改正により、さまざまな改正が行われることになりました。その中には、中小企業倒産防止共済制度以下、「経営セーフティ共済」を活用した節税策への見直しも含まれており、契約を解約した場合において、解約後2年間のうちに再加入した際には掛金の損金算入が不可となります。

The word "SAFETY" is written in capital letters on a light-colored background, with each letter in a separate block.

経営セーフティ共済とは？

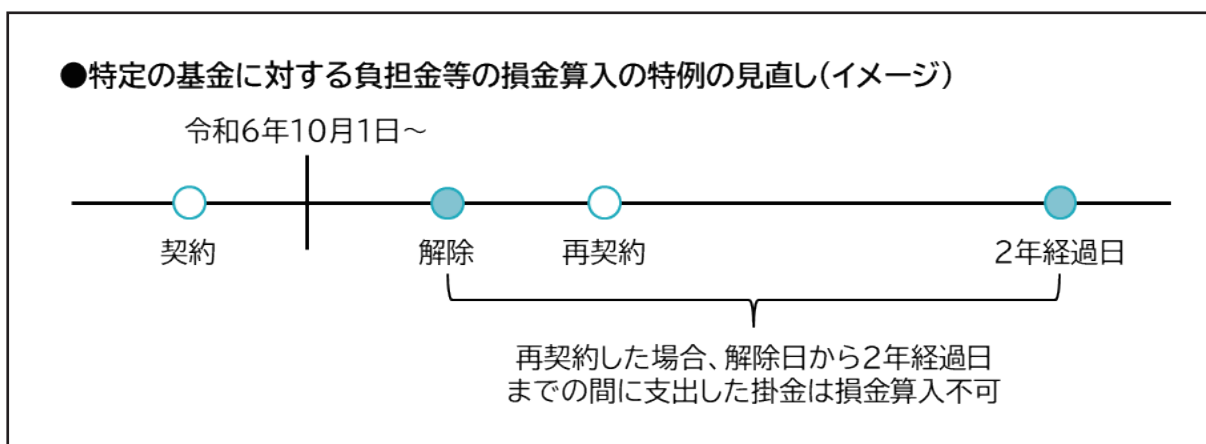
経営セーフティ共済とは、中小企業基盤整備機構によって運営されており、企業の連鎖倒産を防ぐための制度です。万が一取引先が倒産した場合には、無担保・無保証で借入掛金の10倍を限度を受け取ることができます。また契約者は支払った掛金を損金算入できるため、いわゆる節税策のひとつとして、経営セーフティ共済に加入する企業も多いです。

なお解約した場合には、掛金に基づいて手当金が支給されるため、益金算入が必要となります。

解約直後の再契約の見直し

経営セーフティ共済に関しては、解約して手当金を受け取ったものの、自社の利益を鑑みて短期間のうちに再契約を行う事例も多く、本来の制度の趣旨から外れた利用も少なくありません。

そのような状況を踏まえ、今回の税制改正大綱では、解約後に再契約する場合、解約日から2年を経過する日までの間に支払った掛金に関しては、損金算入が不可となりました。



この改正については、2024年10月1日以降に契約を解約した場合に適用されます。

2024年度税制改正大綱が発表され、経営セーフティ共済の再契約に関する損金算入の制限が盛り込まれました。節税策の一環として契約する企業も多いため、出口戦略をしっかりと見据え、計画的な活用を心掛けましょう。

社会保険情報

【社会保険の適用拡大】

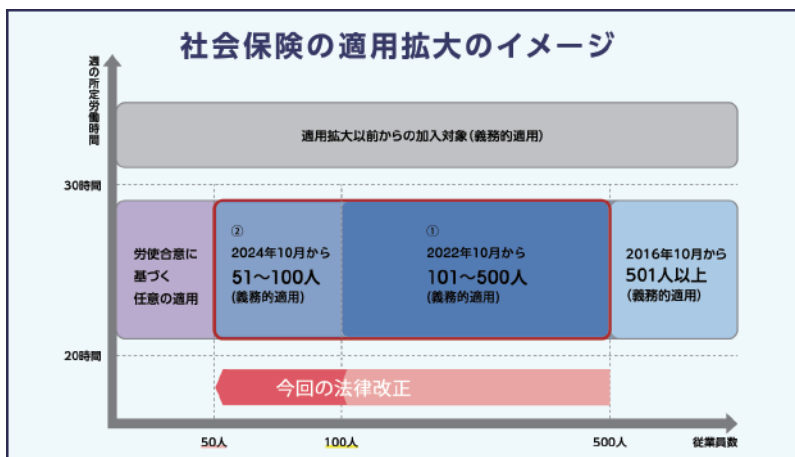
2024年10月から従業員数51～100名の企業も対象に！

2022年10月より、従業員数100名超の企業が対象となった「社会保険の適用拡大」ですが、2024年10月以降はさらに適用範囲が広がり、従業員数51～100名の企業についても新たに対象となります。

今回の改正によって、大企業だけでなく、中小企業で働くパートやアルバイトでも、社会保険の加入対象となるケースが増加すると予想されます。

「社会保険の適用拡大」の対象となる企業は？

2022年10月から段階的に行われている「社会保険の適用拡大」ですが、2024年10月からは50名超の企業で働く短時間労働者についても加入対象者に含まれる可能性があります。



新たな加入対象者は？

「社会保険の適用拡大」により、従業員数51～100名の企業では、週の所定労働時間がフルタイムの3/4未満であっても、一定の要件を満たす場合には社会保険の加入義務が生じます。具体的には、以下のすべてに該当するパートやアルバイトは加入対象者となるためご注意ください。

週の所定労働時間が20時間以上

月額賃金が8.8万円以上

2ヵ月を超える雇用の見込みあり

学生でない

なお週の所定労働時間は契約上の労働時間を指すため、残業などの臨時的な労働時間は含みません。また月額賃金についても、残業代や休日・深夜手当、賞与などは含まないためご注意ください。

2024年10月からは社会保険の適用範囲が拡大され、従業員数51～100名の企業で働くパートやアルバイトも対象となる場合があります。

加入対象者に該当する場合には、本人に周知したうえで加入手続きを行う必要があるため、計画的に準備を進めましょう。

ならないために、なってしまったときに

今夏の熱中症対策

日本気象協会によると、昨年は「統計開始以来最も暑かった夏」でした。今年も猛暑になると予報されています。今夏に向けての熱中症対策と、なってしまった場合の対処法を解説します。



熱中症とは

厚生労働省の「職場における熱中症予防対策マニュアル』によると、熱中症とは、「高温多湿な環境下において、体内の水分および塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、循環調節や体温調節などの体内の重要な調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称」とされています。

主な症状として、めまい、失神、筋肉の硬直、大量の発汗、吐き気、虚脱感、意識障害、痙攣、手足の運動障害等が現われます。

昨夏の職場における熱中症による死傷者は、過去10年間で最多だった2018年の1178人に次ぐ1045人でした（2024年1月11日時点の厚生労働省速報値による）。今夏も猛暑が予報されています。熱中症にならないための、およびなってしまった際の対応策を解説します。

暑熱順化する

暑熱順化とは、一言でいえば身体を暑さに慣れさせ、汗をかきやすくすることです。

暑熱順化に有効な対策としては、実際に気温が上がり熱中症の危険性が高まる前に、無理のない範囲で汗をかくことが重要だとされています。

日常生活での対策として有効なのは、以下のとおりです。

① ウォーキング、ジョギング

通勤時にひと駅分歩いたり、ジョギングするなど、意識して汗をかくようにしましょう。目安として、ウォーキングは1回30分、ジョギングは1回15分、頻度は週5日程度です。

② サイクリング

通勤や買い物など、日常生活に自転車を取り入れましょう。

目安として、時間は1回30分、頻度は週3回程度です。

③ 筋トレ・ストレッチ

室内でも筋トレやストレッチで軽く汗をかくことができます。

目安として、時間は1回30分、頻度は週5～7日程度です。

④ 入浴

シャワーだけでなく、湯船にお湯をはって入浴しましょう。

湯の温度が高めの場合には短め、湯の温度が低めの場合には少し長めに入浴します。入浴の頻度は2日に1回程度です。

いずれの場合も気温、室温に注意し、汗のかきすぎや水分、塩分の不足に気をつけましょう。

暑熱順化は、数日対策を怠ったり、暑さから遠ざかると効果がなくなってしまいます。自分の状態を常に意識することが必要です。

熱中症が疑われたら

暑熱順化していても、その日の体調や状況で、熱中症を疑われる状態になることもあります。

躊躇せずに救急隊を要請する、医療機関へ搬送する等の対処をすることが、命を救うことにつながります。最新の注意を払い、今夏を乗り越えましょう。

パートナーズ会員

ご入会の方へパートナーズから会報誌をご提供。

また電話無料相談にも応じます。**年会費・入会費は無料**。普段なかなか聞くことができない税務関連情報はもちろん、知って得する情報をご提供します。



特典①

会報誌の発行

会報誌を発行し税務情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えができる情報や意外と知られていない情報を会報誌で年3、4回お送りします。

特典②

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成など、幅広くお応えします。

特典③

税制改正・判例事例の提供

たびたび変わる税法を改正のたびにご案内します。また、過去の判例事例など、専門的な情報もお伝えします。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

パートナーズのホームページからもお申込みいただけます

<https://zei-partners.com/member.html>

パートナーズ会員募集

検索

税理士法人パートナーズ

岡山事務所 〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL 086-246-4446
広島事務所 〒730-8510 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL 082-962-8885
福山事務所 〒721-0941 広島県福山市引野町北二丁目31番8-1 TEL 084-999-0550
山陰事務所 〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉2-7-14 TEL 0859-21-5169
高松事務所 〒760-0007 香川県高松市中央町1-5 MBSビル5F TEL 070-3794-3111
松山事務所 〒790-0915 愛媛県松山市松末1-5-12 松末テナントビル3F TEL 089-948-9441
徳島事務所 〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城内6-87 尾野ビル2階 TEL 088-655-6554
高知事務所 〒780-0061 高知県高知市栄田町三丁目6番3号Four*seasons 2A TEL 088-856-7360
沖縄事務所 〒904-2153 沖縄県沖縄市美里3-10-17-2F TEL 090-5084-9122